

第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務

(2) 事業の目的

高知県はかつて民俗芸能の宝庫といわれていましたが、令和元年度から3年度にかけて県が行った調査では、現在地域で活動している民俗芸能は500件余りとどまり、これまでに少なくとも385件が一時中断又は廃絶するなど、過疎化や少子高齢化が進む中で土佐の祭りや伝統芸能が衰退しつつある現状が確認されました。

第三回土佐の伝統芸能まつりは地域に伝わる貴重な民俗芸能を絶やすことなく次代へ継承するため、多くの県民の皆さんに民俗芸能への関心を高めてもらい、その素晴らしさを知っていただくこととあわせ、郷土文化の保存・伝承を支援する気運を醸成することを目的に実施することとし、高知県文化遺産総合活用推進委員会（事務局は高知県。以下「委員会」という。）が主催します。

(3) 事業内容

別添仕様書のとおりとし、多くの方々が民俗芸能を理解し、関心を高めるとともに、郷土の文化を守り伝えることの重要性を学ぶことができるイベントを企画、運営してください。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

2 見積限度額

8,258,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ただし、受託者の取組により企業協賛金が見込まれる場合は、その90%以上を事業費に加えることとします。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するため、「第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者

(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と委員会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10 日以内(予定、土日祝日を除く)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて委員会と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店もしくは支店等の事業所があること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日時：令和 7 年 6 月 6 日(金)午後 2 時から約 1 時間を予定

場所：高知城歴史博物館ホール(開場：午後 1 時 30 分予定)

・当日は募集要領、企画提案書作成要領、仕様書等の関係資料を元に説明を行います。

・説明会への参加は、説明会参加申込書(別紙様式-1)を令和 7 年 6 月 4 日(水)午後 5 時までに「14 問い合わせ先」のアドレス若しくは番号に電子メールか FAX にて提出し、電話による着信の確認を行います。

・会場の都合により 1 参加者あたりの参加人数を制限することがあります。

・説明会への参加は当プロポーザルの参加要件ではありません。

7 質疑と回答

質疑は、令和 7 年 6 月 10 日(火)午後 5 時までに第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務のプロポーザルに関する質疑書(別紙様式-2)により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)か FAX 又は電子メールで受け付けます。

なお、FAX と電子メールによる場合は、電話により着信を確認するものとします。

質疑の内容と回答は令和 7 年 6 月 13 日(金)午後 5 時までに高知県文化生活部歴史文化財課ホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式－3）に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって必要な提出書類は次表に示すとおりです。

[提出書類の様式、提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数	様式
1	参加申込書	A4縦	1部	別紙様式-3
2	資格要件確認書	A4縦	1部	別紙様式-4
3	法人概要書	A4縦	1部	別紙様式-5
4	イベントの運営等の実績が分かる書類（パンフレット等を添付すること）	任意	1部	—
5	法人登記簿謄本	—	1部	—
6	本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないことの証明書	—	1部	—
7	本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書	—	1部	—

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎5階）
高知県文化遺産総合活用推進委員会事務局
高知県文化生活部 歴史文化財課
担当者 保積、吉村
TEL 088-823-9088

(2) 資格要件の確認

委員会事務局（高知県文化生活部歴史文化財課）において申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件を確認した後、その結果を令和7年6月20日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受け

た者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日祝日を除く。)以内に、書面により、高知県文化遺産活用推進委員会会長(以下「会長」という。)に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
イ 会長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(土日祝日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「第三回土佐の伝統芸能まつり開催委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年7月28日(月)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年5月29日(木) 募集要領の公告
令和7年6月4日(水) 説明会の参加申し込み期限
令和7年6月6日(金) 説明会の開催
令和7年6月10日(火) 質疑書の提出期限
令和7年6月16日(月) 参加申込及び参加資格確認書類提出期限(17:00 必着)
令和7年7月10日(木) 企画提案書の提出期限(17:00 必着)
令和7年7月23日(水) 審査委員会(予定)※最終日程が決まり次第通知
令和7年7月28日(月) 審査結果通知(予定)

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(委員会及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書

類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-6により提出してください。

開示・非開示の判断は別紙様式-6に基づき行うものではなく、提出書類を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県文化遺産総合活用推進委員会事務局

高知県文化生活部 歴史文化財課

担当者 保積、吉村

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎5階）

T E L 088-823-9052

F A X 088-823-9063

E-mail 142001@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 委員会及び委員会事務局職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の委員会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則に準じて契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。